

## 監査結果に関する措置状況報告書

令和2年度包括外部監査（市政改革プラン2.0の検証について）

所 管 所 属：都市交通局

通知を受けた日：令和3年10月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見38	133	<p><b>民間活用の効果に関する検証結果を記載されたい(地下鉄事業)。</b></p> <p>株式会社化が完了したというだけでなく、大阪市高速電気軌道株式会社の経営方針や市の監理体制及びその状況、株式会社化による経費削減効果についても十分な説明がなされるべきである。同社の経営改善は大阪市への配当増額につながるため、グループ中期経営計画の取組みが行われているかを確認し、他方、必ずしも収益につながらないが公共交通機関の役割を維持するとともに、企業として成長していくための民営化プランで定めた内容が適切に実現されているかを確認しているとのことであるから、市政改革プランとしての俯瞰的観点からも情報の整理及び公開を通じて、市民の理解を深めることが望ましい。</p>	<p>交通局民営化については、高度な政策判断を伴う不可逆的な経営形態変更であり、民営化後も大阪市高速電気軌道株式会社に対する監理は重要であることから、平成29年7月に大阪市都市交通局が新たに設置され、その役割を担っているところである。</p> <p>都市交通局としては、本市運営方針にも記載しているとおり「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例」並びに関係規定に従い、本市外郭団体の監理手続きを行うとともに、株主の立場として、会社法に基づく手続き等によって適切に監理している。</p> <p>情報の整理及び公開についても、現状の本市の監理体制における諸手続きによるもののほか、配当など経営に関する事項を必要に応じて公表しているところであり、引き続き、適切に取り組んでいく。</p>	見解	—
意見39	136	<p><b>民間活用の効果に関する検証結果を記載されたい(バス事業)。</b></p> <p>事業譲渡が完了したというだけでなく、同社の経営方針や市の監理体制及びその状況、事業譲渡による経費削減効果についても十分な説明がなされるべきである。</p> <p>グループ中期経営計画の取組みを確認し、他方、必ずしも収益につながらないが公共交通機関の役割を維持するとともに、バスサービスを発展させるために必要な民営化プランで定めた内容が適切に実現されているかを確認しているとのことであるから、市政改革プランとしての俯瞰的観点からも情報の整理及び公開を通じて、市民の理解を深めることが望ましい。</p>	<p>交通局民営化については、高度な政策判断を伴う不可逆的な経営形態変更であり、事業譲渡後も大阪シティバス株式会社に対する監理は重要であることから、平成29年7月に大阪市都市交通局が新たに設置され、その役割を担っているところである。</p> <p>都市交通局としては、本市運営方針にも記載しているとおり「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例」並びに関係規定に従い、本市外郭団体の監理手続きを行うとともに、株主の立場として、会社法に基づく手続き等によって適切に監理している。</p> <p>情報の整理及び公開についても、現状の本市の監理体制における諸手続きによる一定の事項の公表を行っているところであり、引き続き、適切に取り組んでいく。</p>	見解	—